



Europäisches  
Patentamt  
European  
Patent Office  
Office européen  
des brevets

Issue 1 | 2009

# Patent Information News

## CONTENT

- 3 論説
- 3 読者からの便り
- 4 会議の概観
- 5 オンライン特許情報ツアー
- 6 PATSTAT -EPO の世界特許統計データベース
- 7 意思決定者向けの特許統計に関する会議 2009
- 7 OPS v.2 がついに完全稼働に
- 7 IPscore ソフトが今なら無料で入手可能
- 7 公報コーナー
- 8 現在のアジアは?
- 9 アジアの特許に関する知識の共有
- 9 特許情報トレーニングプログラム 2009 が今オンライン配信中
- 10 前号で見逃したこと
- 11 検索の輪
- 12 その他のニュース



## データベースと分類の国際的な努力をリードする EPO

世界の5つの主要な特許庁（「IP5」として知られています）は、増え続ける係属中の特許出願、及び特許を付与するまでにかかる時間が長いことについての懸念を共有するため、2008年10月に一堂に会しました。

中国、日本、韓国、米国、及び欧州の特許庁の代表は、特許付与の遅れが、特許制度の本質的な機能の一つである技術革新の促進を妨げているとの認識の下、不要な業務の重複を全世界的な特許体制においてなくすことを前提として、これらの問題に取り組むことを目的とした10項の草案「基礎プロジェクト」の導入を発表しました。

法務及び国際業務を担当する

EPO 副長官代理の Wim van der Eijk は、「極めて重要なことは、特許制度がうまく機能し、今日の国際社会の要求に応えることであります。IP5の国々の間には共通した目的意識が広まっており、来たるべき時に過去を振り返った時に、あの10月の会合は世界の特許制度の発展において、大きな節目であったと言えるだろうと確信しています。」と述べています。特許情報の利用者にとって、10項のプロジェクトで

宣言された目標の1つが「情報を共有する過程の標準化」であることは重要です。

IP5の全5特許庁が全てのプロジェクトについて完全に関与しますが、各庁は前記基礎プロジェクトのうち2件ずつを監督することになるでしょう。

EPOは「書類作成データベースの共通化」及び「ハイブリッド分類

に対する取り組みの共通化」のプロジェクトを主導します。

### 書類作成データベースの共通化

このプロジェクトは、IP5の特許庁の審査官に、世界中の先行技術情報を最も広範囲に表す共通のデータ形式を提供することを目的としています。この書類作成の共通化は、必要なすべての箇所の新規追加分を統合したり、先行技術文書の関連情報の適切なデジタル化及びタグ付けによって「インテリジェント」な表示をすることで、IP5特許庁が利用している既存の情報源を強化することでしょう。

この作業には、利用可能なデータ

## 10 項のプロジェクト

プロジェクトの名称	目的	主導特許庁
書類作成データベースの共通化	特許審査官の先行技術調査を補助するため、世界中の関連特許と非特許文献を共通のセットとして一つにまとめる。	欧州特許庁
ハイブリッド分類に対する取り組みの共通化	特許分類の連係した、かつ効率的な更新を可能にし、各特許庁間での業務再利用を容易にすること。	欧州特許庁
出願形式の共通化	下記方法により各特許庁の出願手続を容易にすること。共通の出願形式を用いる。電子化あるいはデジタル化された特許出願(XML形式)、出願後の手続きや公開をXML形式で行う。	日本国特許庁
検索・審査結果へのアクセスの一本化	検索結果や審査結果などの他国特許庁の関係書類情報から、1件を見るだけで全てが揃うような参考文献を、審査官が探し出すことを可能にすること。 出願人が優先権証明書のコピーを依頼する費用や、各特許庁の電子的処理にかかる管理費用を削減するため、優先権証明書の交換(PDX)を実施すること。	日本国特許庁
育成方針の共通化	5つの特許庁において、審査官が同等の検索結果及び審査結果を生むように補助して、各特許庁の特許審査官の育成を標準化すること。	韓国工業所有権庁
相互の機械翻訳	各特許庁が特許情報の言語の壁を乗り越え、互いの特許情報にもっと大いにアクセスできるよう補助すること。	韓国工業所有権庁
審査の実施と品質管理についての規定の共通化	審査の実施と品質管理について共通の規定を介して、同様の基準と品質で特許審査を遂行すること。	中国国家知識産権局
審査用の統計パラメータシステムの共通化	5つの特許庁における全ての審査のための共通の統計パラメータシステムを構築すること、及び、三極の統計作業グループの業務を足掛かりとしながら、共通の規定とパラメータの下で統計作業を取り行い、審査を実施する際に情報交換を行うこと。	中国国家知識産権局
調査戦略の共有化及び文書化に向けた取り組みの共通化	各特許庁の特許審査官が互いの調査戦略を理解できるようにすることで、再利用を促進すること。	米国特許商標庁
検索及び審査支援ツールの共通化	ワークシェアリングを容易にするための、共通の検索及び審査ツールシステムを構築すること。	米国特許商標庁

査官らは、大多数の技術分野において、効率的で高品質な特許調査を大量の複数言語の文献を用いて確実に行うためには、継続的な、分類への投資を惜しまないことが唯一の方法だと確信しています。

IPCだけでなく、各IP5特許庁の独自の分類体系も、規模の大きな特許庁からの要求を満たすには十分ではありません。各IP5特許庁の分類体系の最良の特徴を用いて構築された、分かりやすく動的な共通の分類体系は、これらの特許庁によって発行、分類された全ての文献へのアクセス効率を大幅に上げてくれるはずです。この恩恵は特許調査と分類に深く関与する他の全ての特許庁へ、そして、一般利用者へと広がるでしょう。

このプロジェクトは、各国内部の分類体系、例えばECLA（欧州特許庁）、FI/Fターム（日本国特許庁）、USPC（米国特許商標庁）などから重要な箇所を導入し、中国と韓国の特許庁で培われた最良の分類実務を利用することにより、IPCを必要な深さにまで徹底的に強化させることを目指しています。この取り組みは、特にWIPOと緊密に提携して行われる時は、制定済みの改正IPCやデータ交換メカニズムを足場に行われるでしょう。

### 次は何か？

第1段階として、IP5の各特許庁は2009年4月末までに各プロジェクトについて詳細な提案を発案することで合意しましたが、これはプロジェクトをどのように実行するかについての明確な詳細を決定すると同時に、合意できる箇所をはっきりさせることが目的です。

もし開始の承認が得られれば、これらのプロジェクトの結果は、向こう数年間で特許情報の展望に恒久的な効果をもたらすことでしょう。

の収集に基づいて書類作成の共通化を既定すること、IP5の特許庁間での効率的なデータの交換及び調達の仕組みの確立、検索過程を容易にするための特許文献の関連情報の追加と抽出が必要です。上記の作業は、様々な特許庁全てにわたる検

索工程を調和することにおいて重要な構成要素となるでしょう。この共通の調査の蓄積は、特許データの利用可能性に改良をもたらし、それはいつしか世界中の特許検索者にとって有益なものとなるでしょう。

### ハイブリッド分類に対する取り組みの共通化

世界的規模で増加し続ける特許文書の所蔵は、各国特許庁における特許調査の効率に、更なる圧力をかけ続けています。IP5の特許庁の審

## 世界中の特許未処理案件への取り組み

急速な特許出願件数の上昇やそれに関連して生じる未処理案件は、長い間世界の主要な特許管轄庁の有識者たちが気にかけている問題です。今日、状況は経済危機によりさらに複雑さを増し、今後数年間の出願行動の予測を不透明にしています。

このような懸念から、昨秋世界の5つの主要特許庁（IP5）が韓国の濟州島に集結し、何をすべきなのかを議論しました。複数国へ出願する際の不要な重複処理をなくす方法を見つけることである、ということが結論とされました。

各特許庁は不要なものはどのようなものでも除去していくべきだということは一目瞭然です。しかし、何が実際の所“不要”であるかということについて見解を統一していくのは、必ずしも容易ではありません。日本国特許庁と米国特許商標庁は、特許審査ハイウェイ（PPH）というプロジェクトを立ち上げることを発表しましたが、これは、最初に出願が行われた特許庁側の審

査の結果を両庁の間で有効に活かしていこうというものです。欧州特許連合（EPO）のいくつかの加盟国同様、韓国も PPH への参加を表明しています。EPO も他の特許庁の結果を利用する方法を熱心に探っていますが、何を利用するかの方針については、特許審査官個人によってケースバイケースであることを強調しておきます。

今日のような状況においては、出願人の皆様は特許庁によるコスト削減努力は大歓迎でしょうし、社会全体としても特許付与までの時間を短縮できるという恩典があります。しかしながら、出願人はおそらく処理過程の質が最優先事項であることを要求し続けるでしょう。

IP5によって合意され、今号のPI-NEWSの1ページ目の記事にも記載されている10のプロジェクトは、結末の顕著な証明であり、世界中の特許未処理案件に取り組む意志でもあります。これらのプロジェクトが最終的に実行されれば、我々が取り組む特許情報製品はもちろん、特許業界の展望に対しても大きな影響があることでしょう。



Richard Flammer,  
Principal Director Patent Information

Richard Flammer  
特許情報主席部長

## 読者からの便り

### 発明の名称の翻訳の品質

ご担当者様

EPO 特許情報会議 2008 についての記事を拝見したところ、それが品質に焦点をあてたものだったので、最近自分が受け取ったヨーロッパサーチレポートを思い出しました。

そのサーチレポートには、審査官によってドイツ特許 (DE19851230A1) が X 文献として引用されていましたが、それは私が行った先行技術調査では見つけられなかったものでした。他にファミリー特許が全くないその文書を私が見つけられなかったのは、使用していた商用データベースや esp@cenet での英訳の発明の名称に不備があったためでした。”Solar-Dach-und Wandelement aus Metall” が

”Solar element made out metal” と訳されていたのです。

私の検索では、適正かつ処理可能な数の検索結果を得るため、キーワードに”roof”を含んでいました。(もちろん、ドイツの出願特許はドイツ語で検索するべきでしたし、分類 E04D13/18 も含めて検索するべきでした。)

私は Bettina de Jong さんの、特許文書においてはその発明が明確に開示されるべきという意見に全く賛成ではありませんが、さらに、特許データベースの品質についても同様に改善が必要であるということをつけ加えさせて頂きたいと思います。

Veerle Deblauwe, REDCO NV, ベルギー

## 欧州特許庁 (EPO) 特許情報会議

欧州と米国で開催された特許情報会議の参加者に対して EPO が行った委託調査によると、例年の EPO 特許情報会議は大変好評でありました。

2008 年 10 月と 11 月に、オーストリアの市場調査会社である Triconsult が、過去及び現在の EPO 特許情報会議での代表者、並びに欧州と米国で行われた他の特許情報イベントの参加者に対し調査を行い、合計 230 のインタビューがなされました。ここで、主に明らかになったことをいくつか箇条式に示します。

しています。

— EPO 特許情報会議を知る 75% が、EPO 特許情報会議が新たな発展を促進していると考えています。

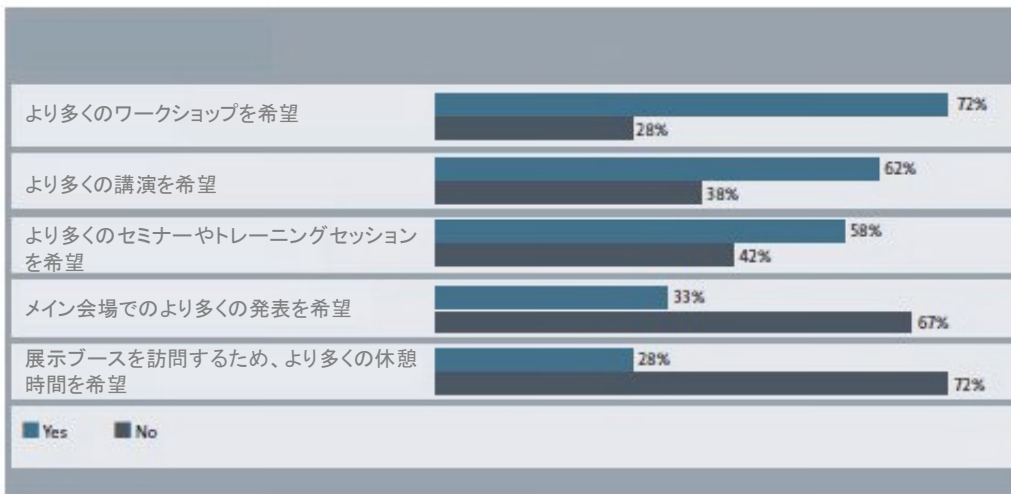
全回答者の半数以上が、少なくとも 5 年は特許分野で働いている実務経験者であり、これらの会議が彼らにとって魅力的なイベントであ

さい) や、会議全体を特許情報に関する問題点を討論するためのフォーラムとして機能させることが、これらの会議に馴染みのある人々の間で望まれていることを反映していました。

EPO の Richard Flammer 特許情報主席部長は、「この非常にポジティブな結果に大変励まされます。

特許情報のコミュニティは我々の会議を高く評価しており、ユーザーの間では、依然として我々の会議が真に必要とされています。私達は、もっと分科会 (ブレイクアウトセッション) を多く行うことについてのフィードバックを汲み、今年の開催に向けて改善策に取り組みます。」と述べました

EPO 特許情報会議 2009 は 11 月 3 日から 5 日まで、フランスのピアリッツで開催されます。本会議のウェブページは [www.epo.org/pi-conference](http://www.epo.org/pi-conference) です。詳細は 5 月末頃発表予定です。



— EPO 会議の代表者の 91% が会議のプログラムに、83% が会議期間の長さ (2.5 日間) に満足しています。

— 85% が、会議において、自らの意見を発表するのに十分な機会が与えられていると考えています。

— 調査対象全体の 81% が、全分野にわたる専門家が集う一つのイベントとして、これらの会議を認識

ることを本調査は示しています。EPO 特許情報会議に参加した回答者の大多数は、特許調査業者 (42%)、特許情報提供業者 (20%)、特許弁護士 (13%) であります。

また、本調査の結果は、膨大なプレゼンテーションよりも、小グループでの分科会 (ブレイクアウトセッション) を増やす方向へ移行したプログラム (以下のグラフをご参照下



バルビュー会議センター (ピアリッツ) — EPO 特許情報会議 2009 の会場

## オンライン特許情報ツアー

### 特許及び特許情報への入門

特許及び特許調査の入門コースをお探しでしたら、EPO のオンライン特許情報ツアーはスタートの場所として最適です。



このオンライン特許情報ツアーは、ウェブ上(www.epo.org/pi-tour)でも、CD-ROMでも利用でき、英語、フランス語、またはドイツ語のいずれかを選択できます。この短時間の、ご自分のペースで学習できる15回のレッスンは、特許と特許情報に関連する4つの分野に分類されます。当情報ツアーは、特許の基礎、特許文書の基本的な原則を説明し、特許情報が実際に技術的、法的、商用的にどのように使用されるのか図解されています。

#### 4つの分野の主要テーマ

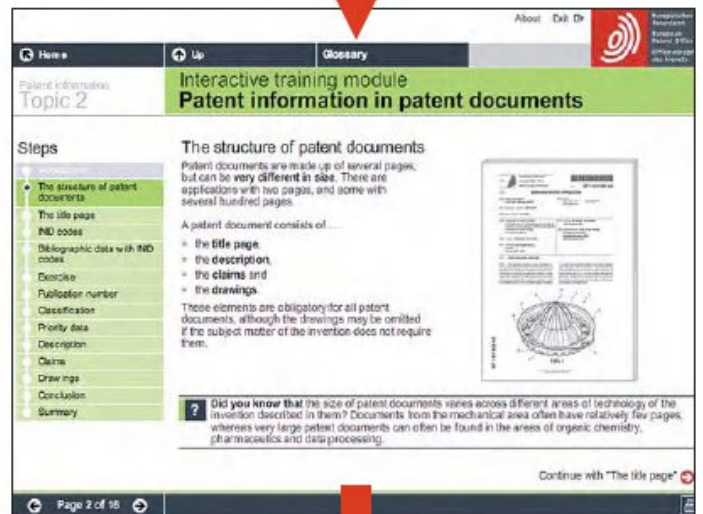
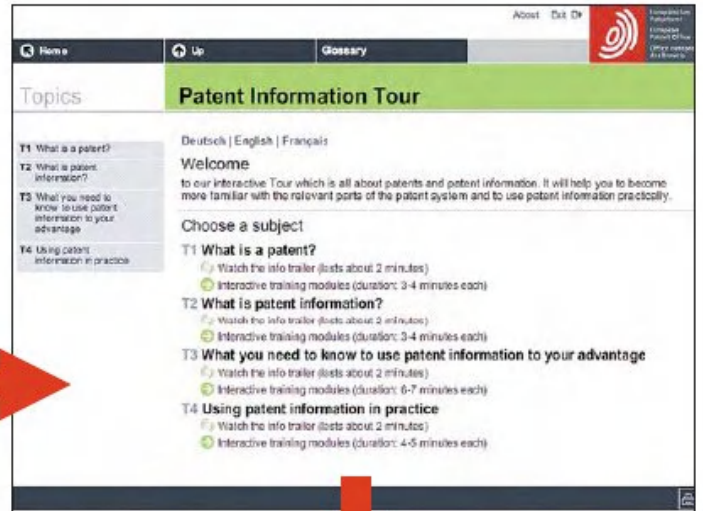
- 特許とは？
- 特許情報とは？
- 特許情報を有効に利用するために知っておかなければならないことは？
- 特許情報を実際に利用する

各トピックスはアニメーション動画で提供されています。対話式の各モジュールは、多数の自己診断形式の演習を含んでいます。特許情報ツアーは、EPOの新しい視覚デザインと一致するように最近改新されました。

さあ、実際に特許情報ツアーを始めてみませんか！

#### オンラインアシスタントへ300万件のアクセス

特許情報ツアーの姉妹品である esp@cenet アシスタントは、2004年10月に esp@cenet ユーザー用オンライン学習体験版としてリリースしました。そのシンプルで分かりやすい情報提供フォーマットは非常に高い評価を得ています。2009年2月には300万回のアクセスを達成しました。



## PATSTAT-EPOの世界特許統計データベース

特許統計は、企業、技術分野および経済自体の発明活動の指針としてますます重要な役割を担っています。技術分野、国、企業、研究開発費、経済・社会活動との相関関係は、今日の特許情報界における重大なテーマになっています

PATSTAT データベースは、OECD(経済情報開発機構)の特許統計作業に代わって EPO が作成したもので、より進んだ統計調査に役立つように設計されています。EPO の“未加工データ資源”の1つとして商用的にも提供されており、このデータベースが将来における多くの IP 分析の柱になることを確信しています。

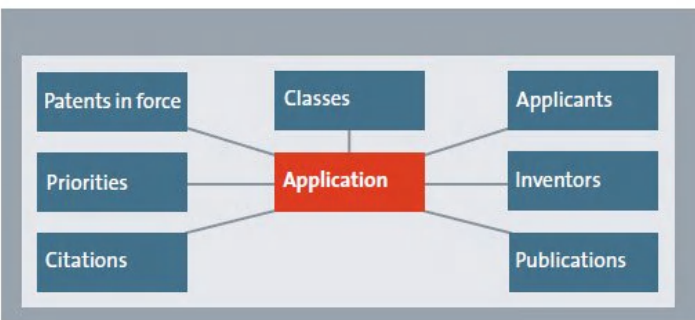
### PATSTAT とは？

PATSTAT は、DocDB データベース (esp@cenet の国際データベース) のスナップショットに、EPO と USPTO の記録から抽出された出願人と発明者の住所データを付加したものです。さらに、PATSTAT は様々な関連テーブルを有しており、SQL や他のクエリー言語の最低限の知識があればデータベースの検索要求を容易に行うことができます。

データベースの概念的なモデルについては下図のとおりです。データベースは、発明者名、出願日、公報番号、IPC 分類などの 48 種の

データ要素の様々な組み合わせを含む 20 の論理テーブルから成り立っています。3 枚のディスク (DVD2 枚、資料 CD1 枚) セットとして提供されており、データベースではデータをテキスト形式 (.txt) で保存する際に、CSV (comma separated value: カンマで区切られた値) を用いているので、どのようなリレーショナルデータベース・マネジメントシステムにも容易にデータをアップロードすることができます。

しかし、6500 万行近くあるテーブルもあるため、MySQL, Oracle, DB2, MSSQL, SAS などの高性能のハードウェア/ソフトウェアアーキテクチャに加え、少なくとも 100GB のハードディスクと、作業に見合うコンピュータ処理能力が必要となるでしょう。そして、PATSTAT はすぐに利用可能な製品ではなく、まずデータベースを自身で作成することが必要となります。しかし、MySQL, MSSQL, DB2 はサンプルスクリプトが説明書と共に提供されています。



### PATSTAT の対象者は？

PATSTAT は、多国間及び (非) 政府の組織、大学、政策機関、中規模・大規模産業、専門の特許情報提供者、特許情報サービスの提供者、IP コンサルタントが利用できるよう開発されました。

### PATSTAT でできることは？

PATSTAT は、単に未加工のデータ、すなわち、数値とテキストを提供するだけです。ユーザーは必要なデータとテーブルを抽出した後は、それらを視覚化するための統計用プログラムが必要となります。下記

に示したのは、MS Excel と SAS Enterprise Guide を利用して作成されたサンプル図です。

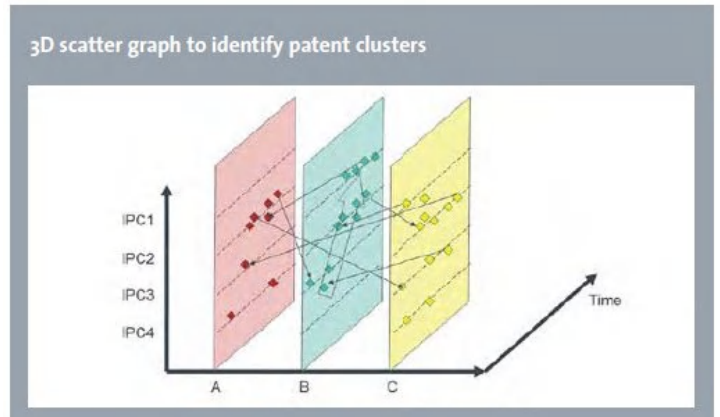
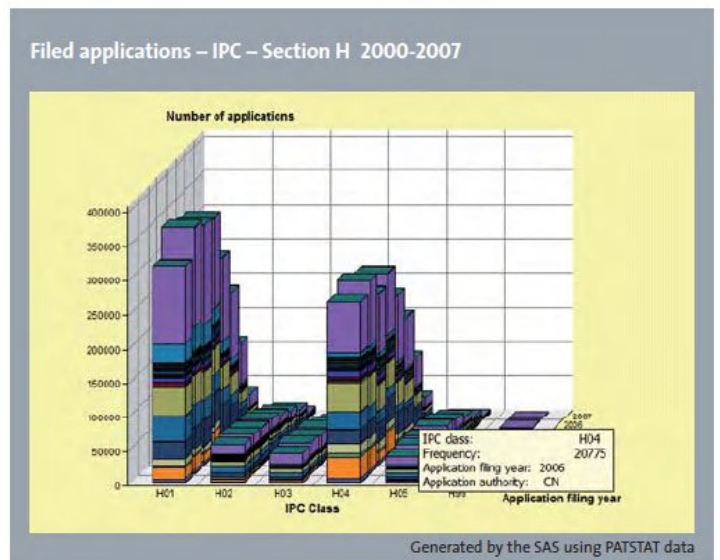
### PATSTAT の購入方法

PATSTAT を統計に必要なデータ源として最適であるとお考えの場合、まず始めに

[www.epo.org/patents/patentinformation/raw-data/manuals.html](http://www.epo.org/patents/patentinformation/raw-data/manuals.html) でダウンロード可能な PATSTAT データカタログ (表の最後の項目です) をよくご確認して頂き、技術的な事柄について貴社の IT 担当スタッフとご相談下さい。

ご注文をする準備ができましたら、あとは [subs@epo.org](mailto:subs@epo.org) にメールをするだけです。

PATSTAT は年間€1,000 でご利用頂け、6 ヶ月毎に更新されます。さらに詳しい情報については、[patentdata@epo.org](mailto:patentdata@epo.org) にメールをお送り下さい。



## 意思決定者向けの特許統計 に関する会議 2009

意思決定者向けの特許統計に関する会議は、技術革新、特許、科学技術政策の分野で働く専門家、統計学者、アナリストを対象としたイベントとして毎年開催されていますが、今年は2009年10月7日-8日の両日ウィーンで行われます。

本会議は、EPOおよびOECD(経済協力開発機構)が主催するもので、特許の品質、新しい技術、起業家精神に焦点が当てられる予定です。

発表をご希望される方、参加をご希望される方は、論文募集要項及び下記のウェブページをご覧ください。  
[www.epo.org/about-us/events](http://www.epo.org/about-us/events)

## OPS v2 がついに完全稼動に

PI News 2008/4 では、OPS v2 (Open Patent Services) のリリースに関する詳細な記事が掲載されました。多くのユーザーから頂いた有益なフィードバックのおかげで、最初のリリースから数カ月のうちに微調整ができ、新しいOPSは新旧両方のユーザーにとって魅力的なツールに仕上がりました。

2008年2月以降、OPS v2 は更に安定的かつ信頼性の高い状態でご利用できます。

旧システムのご利用を希望するユーザーの皆様へ、依然としてOPS v1 のサービスは継続しています。しかし、2つのシステムを並行して稼働させることは無駄が多く、ユーザーにはできるだけ早くOPS v2 へ移行することをお勧めしています。2009年7月末までにOPS v1 のサービスの停止を予定しています。

OPS についての情報をもっと知りたい方は、[ops@epo.org](mailto:ops@epo.org) までメールをお送り下さい

## IPscore ソフトが今なら無料で入手可能

IPscore は、EPO がデンマーク特許商標庁から購入した特許ポートフォリオ管理ツールで、EPO のウェブサイト

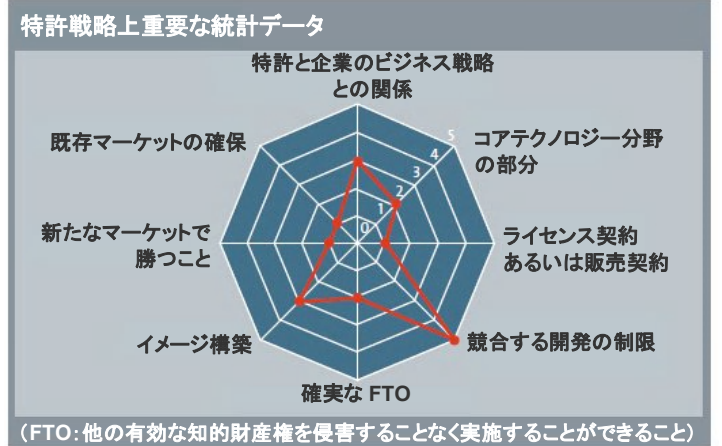
IPscore では各特許について40の査定要素を提供し、入力データをレーダーチャートやポートフォリオダイアグラムで図示します。評価の結果はデータベース内に蓄積されます。

### オンラインビデオ

IPscore のリリースに伴って、簡潔な紹介ビデオ「IPscore で特許ポートフォリオ管理」も下記 URL からダウンロードしてご覧頂けます。

[www.epo.org/ipcoretraining](http://www.epo.org/ipcoretraining) 他のトレーニングの機会として、EPO での2日間のトレーニングコースがあり、特許評価やIPscore の使用法について徹底した入門コースを提供するとともに、いろいろな機能を十分使いこなせるように実践演習が含まれています。詳細はEPOのウェブサイトをご参照ください。

さらに、IPscore に関連したトレーニングとしては、オンラインセミナーがございます。下記 URL から日程表をご覧くださいか、下記アドレス宛にメールをお送り下さい。  
[www.epo.org/topics/ip-events/patent-event-search.html](http://www.epo.org/topics/ip-events/patent-event-search.html)  
[training.vienna@epo.org](mailto:training.vienna@epo.org)



## 公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願 (欧州特許 PCT 出願) の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2009年1月～3月			
	2009年の週平均	2009年1～3月の合計	2008年からの変化
<b>EP-A公報</b>			
EP-A1	814	10,581	2.2%
EP-A2	436	5,672	0.4%
EP-A1 + A2の合計	1,250	16,253	1.5%
A1+A2の合計に占めるEP-A1の割合	65.1%		0.6%
EP-A3	321	4,170	-5.2%
<b>EP-B公報</b>			
EP-B1+B2	984	12,792	-13.6%

## 現在のアジアは？

知っていましたか？

### 改正された中国の特許法が 2009年10月1日から施行

2008年12月27日、中国の最高立法機関である全国人民大会の常務委員会は、2006年から始まった審議を経て現行の特許法に対する一連の改正案を通過させました。改正の中でも特に、絶対新規性が導入されることによって、世界中のあらゆる場所における使用やあらゆる公開手段も先行技術として見なされることとなります。中国でなされた発明に関しては、外国に出願する場合には事前に中国特許専利局の許可(守秘審査)が必要となります。また、特許と実用新案の二重出願が、新特許法によって公的に可能となります。中国に居住していない出願人は代理人を立てる必要があるという点は変わりませんが、出願人の選択で代理人を指名することが可能になります。さらに特許権の侵害行為に対する法律上の損害賠償額の最高額が増えます。

新しい中国特許法の公式の英訳版はまだ利用できません。中国語版は下記の中国特許専利局のホームページをご覧ください。

[http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/yw/2008/200812/t20081229\\_435590.html](http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/yw/2008/200812/t20081229_435590.html)

### 日本の新たな改正特許法が 2009年4月1日から施行

昨年4月18日に公布された新改正特許法が2009年4月1日から施行されます。主要な変更の一つは、拒絶査定に対する拒絶査定不服審判の請求期限が30日以内から3ヶ月以内に延長された点です。また、本改正法には、通常実施権者に対して、特に出願段階における、より充実した保護策も含まれています。

さらに詳しい情報は、以下のサイトをご覧ください。(日本語版のみ)

[www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyo\\_kaisei\\_h210401.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyo_kaisei_h210401.htm)

### 台湾特許庁(TIPO)が特許審査 の手続きを迅速化するための 処置を実施

2009年1月1日に、台湾特許庁(TIPO)は特許審査のスピードを上げるために、特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway: PPH)システムに基づいた独自の手続きを開始しました。台湾は現在、他国の特許庁との間でPPHを締結していませんが、審査手続をスピードアップするため、特許出願人は、他国において最近公開された、或いは近いうちに公開される予定の出願に関連する書類を、TIPOに提出することが可能となりました。この迅速化された審査構造は、1年間試行された後、検討・評価される予定です。

さらに詳しい情報は、以下のサイトをご覧ください。

[http://www.tipo.gov.tw/ch/News\\_NewsContent.aspx?NewsID=3444](http://www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=3444)

### 日本国特許庁(JPO)が、2009 年1月1日から、国内特許出願 にPCTとの共通出願様式を導入

日本国特許庁(JPO)は、特許出願で要求される様式を、WIPOのPCT国際出願の様式に合わせます。これによって、今後請求項は文書の最後の部分となり、冒頭ではなく、明細書の後に位置することになりました。この新出願様式は出願人に義務付けられており、また、三極特許庁(JPO・USPTO・EPO)の調和取組の枠組み内において、三極特許庁によって合意されたものです。この様式の目的は、国内出願及び国際出願の処理方法の一体化を進展させることによって、出願人が他国で出願をしやすくするところにあります。

新しい様式に関する情報は現在、以下のサイトをご覧ください。(日本語版のみ)

[www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/shutsugan/kyoutsusuyutugan.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/kyoutsusuyutugan.htm)

### シンガポール特許庁がホーム ページ上でシンガポール特許 代理人の登録簿を提供

登録簿は2008年12月に更新されており、シンガポール特許庁(IPOS)に現在登録されている全ての特許代理人について、名前、所在地、E-mailアドレス、その他の有用な情報を含みます。シンガポールの特許法によると、シンガポールに居住していない者は、IPOSの面前では特許に関するあらゆる事項について自らを代弁する特許代理人を立てる義務があります。

登録簿のPDF版が以下のサイトからご覧いただけます。

[www.ipos.gov.sg/leftNav/pat/age/THE+REGISTER+OF+PATENT+AGENTS.htm](http://www.ipos.gov.sg/leftNav/pat/age/THE+REGISTER+OF+PATENT+AGENTS.htm)

### 日本特許庁(JPO)が審査基準 を改訂

2009年1月21日に、日本国特許庁(JPO)は、特許・実用新案の審査基準の改訂を発表しました。

改訂された審査基準の英語版は以下のサイトをご覧ください。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki\\_e/t\\_tokkyo\\_e/1312-002\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/1312-002_e.htm)

### 2008年度PCT国際出願数最多 の出願人は中国の華為技術社

2009年1月27日付けの世界知的財産権機関(WIPO)の報道発表によると、中国の電気通信業者である華為技術社(Huawei Technologies Co. Ltd)が、2008年に1,737件の国際出願を行いました。中国は、昨年合計6,089件の国際出願を行い、世界6位のPCTユーザーとなりました。

WIPOの報道発表：  
[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article\\_0002.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0002.html)

### EPOの「“East Meets West” 情報交換」は、現在、インドに関するFAQを掲載しています

これに関する更なる情報、そして「East Meets West」情報交換の他の新しい特集については、本号の9ページの記事をご参照下さい。

アジアからの他のニュースは、以下のサイトをご覧ください。

<http://eastmeetswest.european-patent-office.org/news>



## アジアの特許に関する知識の共有

もしあなたがこれまでに、インドの特許情報に英語でアクセスできる場所はどこか、或いはインドの四つの特許庁のうちどこで出願をしたらよいのか、を調べたことがあるならば、インドの特許に関する情報を取得することがいかに大変なことかが分かるでしょう。

しかし、EPO の「East Meets West」情報交換」欄

(<http://eastmeetswest.european-patent-office.org/forum>)

に新しく設けられた「インドに関する FAQ」ページが救いの手となります。

FAQ ページには、日本、中国、韓国の特許情報に関する一般的な質問に対する回答も掲載されています。また、台湾に関する内容も近いうちに追加される予定です。年次報告、料金表、特許法などについてのアジアの公的情報源へのリンク集も最近追加されました。この FAQ ページはアジアの有用なウェブサイトへの最新かつ豊富なリンクの宝庫とすべく徐々に拡大される予定です。また、ここにはニュースサ

イトもあります。ユーザーは RSS フィードをセットアップし、ポータル上のあらゆる更新情報を常に受け取ることができます。

しかし「East Meets West」情報交換」欄は、EPO の専門家がアジアに関する情報を公表する場所としての単なる静止型プラットフォームを意図したものではありません。この無料インターネットポータル

の裏には、むしろ以下のような意図があります。

- 国、大陸、文化の垣根を越えたコミュニティを作ること
- ユーザーコミュニティ内で情報や経験を共有すること
- 知識の蓄積、体系化、共有の新しい方法を可能にすること



誰でも登録して、アジアの特許情報に関して、質問を投稿したり、見解及び情報を交換したりすることができます。ユーザーはキーワードを選択して自分の投稿内容を説明することができます。このタグ付け機能により関連知識は体系化され、知識の検索が更に容易となります。「タグ集」は最新の関心度の高いトピックを視覚的に見せてくれます。

の中でより大きく太い文字で表記されます。

すべての投稿に価値があります。多くの人が参加するほど、我々是一同に視野を広げることができます。さあ、今日からこのコミュニティに参加してみませんか？共にアジアの特許界の案内図を描くことができるはずですよ！

## web サービス

### 特許情報トレーニングプログラム 2009 が現在オンラインで利用可能

現在、特許関連イベント欄 (<http://www.epo.org/topics/ip-events/patent-evtnt-search.html>) において、特許情報セミナープログラム 2009 がオンラインで利用可能です。

例えば、イベントの提供者として「EPO イベント」、場所として「オーストリア」を選択すると、サーチマスクの中からご自分の選択をフィルタリングすることができます。また、「媒体」として実地トレーニングか、オンライントレーニングかを指定することができます。

#### 実地トレーニング

我々の総合トレーニングプログラムは以前と同じく、初心者 (EPIBS) 向けに 2 つの特許情報セ

ミナーと、上級ユーザー (EPIAS) 向けに 1 つの特許情報セミナーがあります。今年もまた「IPScore で特許ポートフォリオ管理」と「パテントマッピング及び統計」を含む多数の興味深い新しいセミナーが用意されています。

#### バーチャルクラスルームトレーニング

バーチャルクラスルームセミナー・シリーズは、「特許情報概観」、「EP4 ウィークーヒントと秘訣」、「EPO 公報サーバー概観」といった、ご興味を持って頂ける話題を今年も提供する予定です。他のコースも後程今年度中に追加される予定です。

#### ニュースフラッシュ・ライブ

バーチャルクラスルームに加え、我々はバーチャルクラスルームの技術を利用した月刊オンライン「ニュースフラッシュ」セッションの新しいシリーズを立ち上げました。

これらの番組は、参加者に EPO の最新特許情報ニュースの迅速な更新を提供するように企画されており、各セッションにおいて、1 つまたは複数の主要なトピックに特別な焦点を当てています。

参加者は、ライブ形式の双方向接続を経由し、自身のコンピュータから EPO のプレゼンターや他の参加者に加わることができます。

ニュースフラッシュのセッションについては、2009 年 7 月まで登録可能です。(上記の表をご覧ください。)

今後予定されている ニュースフラッシュ	
アジアの特許情報	2009 年 3 月 26 日
GPI (Global Patent Index) 最新版	2009 年 4 月 30 日
ESPACE Legal	2009 年 5 月 28 日
EPO 特許統計データベース	2009 年 6 月 25 日

詳細は近いうちにお知らせする予定です。特許情報トレーニング全般、特に、オンライン学習製品についてのご質問やございましたら、[training.vienna@epo.org](mailto:training.vienna@epo.org) まで、Roland Feinäggle 宛にご連絡ください。

## 前号で見逃したこと

特許情報ニュース (PI ニュース) の代替刊行物は、EPO ウェブサイトでのみ公開されており、紙上での公開はありません。見逃した方々のために、ここでは PI ニュース 2008 年第 4 号のハイライトをいくつか掲載します。(次のウェブサイトでも利用可能です)。

[www.epo.org/about-us/publications/patent-information/news/2008.html](http://www.epo.org/about-us/publications/patent-information/news/2008.html)

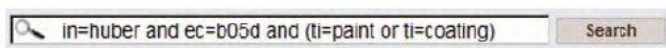
### 特許情報における品質

昨年 10 月にストックホルムで開催された EPO 特許情報会議 2008 のメインテーマは、品質、及びその品質が特許データベースと特許検索において果たす役割でありました。特許情報はプロセスの連鎖によって発生します。特許明細書を草稿する人は、連鎖の最初であり、特許事務所や特許情報提供者が後に続きます。特許調査をする人 (サーチャー) 自身は連鎖の最終リンクであります。本会議の一つの目的は、品質は究極的に全体的なアプローチを必要とすることを立証するものでした。EPO の特許情報主席部長の Richard Flammer は、それを「品質は連帯責任である」と表現しました。

### esp@cenet がまるごと更に高性能に

esp@cenet の新しい SmartSearch の機能は、単一の検索ボックスです。そこに発明者名、出願人名、番号、日付、キーワード、及び IPC 分類を入力することができます。SmartSearch では、CQL (コンテキスト・クエリ言語) 形式の、複合コマンドライン検索も利用できます。

例:



SmartSearch は“ウィジェット”としても利用できます。つまり、これを取得し、ご自分のウェブページやイントラネットのページにも接続可能であるということです。

この交付は無料で、引出式の一覧表は、CQL を用いた検索用の SmartSearch の全識別子及び全演算子をリストにしています。

### MIMOSA の検索能力を利用した esp@cenet データ

EPO は Global Patent Index (GPI) という新製品に取り組んでいます。これによりユーザーが世界中から収集された EPO の文献書誌データを検索できるようになります。また、GPI は公開特許サービス (OPS) を介して追加情報を読み出し、esp@cenet における公報全文へのリンクも提供します。

### 機械翻訳はどのくらい特許検索に役立つのでしょうか?

特許検索者のための機械翻訳を実現することは、特に、中国からの特許公報数が劇的に増加している点からも、EPO にとって重要な課題であります。EPO の取り組みの特色は、IPC 分類の記号に基づいた専門用語辞書の利用です。この取り組みは非ヨーロッパ言語に対しても有効ですが、特に中国語に関わる場合には更なる問題に直面しています。

### 付与後の EP 特許の経過状況を検索する

EPC2000 とロンドン協定によって、付与された EP 特許のいささか複雑な在り方に新しい要素が加わりました。esp@cenet と EPO の Register Plus は、加入国全てにわたり EP 特許の経過状況について、(たとえ非公式であっても) 役立つ概観を提供しています。フランス特許庁は、EPO の Register Plus に基づいて、2008 年末にフランス特許の新たな登録運用を開始することを発表しました。また他国特許庁も同様の措置を検討しています。

### OPS v. 2 の運用開始が成功

2003 年に導入された公開特許サービス (OPS) により、ユーザーが esp@cenet と同じデータにアクセスすることが可能となりましたが、機械対機械の通信向けでした。EPO は、OPS を完全に改訂し、弱点を強化して、運用を開始しました。

## Recherchezirkel “検索の輪”

ドイツ語圏の特許情報ユーザーのために創設された新たな団体。

Patent Information News 編集部は、新たに設立されたドイツ語圏ユーザー団体“Recherchezirkel”から投稿された以下の記事をお伝えできることを嬉しく思います。

2008年3月に様々な欧州のユーザー団体によって欧州特許情報ユーザー団体同盟(CEPIUG)が設立された時、2006年にドイツ全体の団体を創設するためになされた努力が無駄になったことは明らかであり、ドイツおよび他のドイツ語圏諸国のユーザーは姿を消したかのよう

に思われました。有難いことに、この不幸な状況は2008年10月のEPO特許情報会議におけるユーザー団体 Recherchezirkel の設立によって改善されました。ドイツ語圏の特許検索者及び特許情報専門家に門戸を開かれたこの団体は、各国特許庁や特許情報提供者等に先立って、団体のメンバー達の利害を代表することを目的としています。また各国特許庁からの検索関連の情報のパイプとしての役割も果たすでしょう。

同じく重要なことは、この団体はメンバー同士が情報を交換するための公開討論会を用意していることです。情報がユーザー間で円滑に流れることは、活動の質の改善において極めて重大な役割を果たします。この団体は、情報の交換を年に一度の会合に限定するのではなく、ウェブサイト

www.recherchezirkel.de からアクセスできるオンライン公開討論会を構築しました。ここでメンバーは最新のトップニュースからもっと基本的な問題まで、あらゆる種類の議題について議論することができます。

この団体の活動におけるとりわけ重要な局面は、おそらく認定制度を導入することを目標として、特許情報の専門家の業務を評価する品質基準を確立することでしょう。既存の訓練プログラムは、定義された、一般に受け入れられる品質基準を提供していません。しかしながら、上記の訓練コースへの参加と実践での専門的な職業経験との双方に基づいた品質基準を目指して活動することは可能はずです。品質の問題はもちろん、二方向から考えられるべき問題です。一方は特許検索者自身です。もう一方は、検索者の検索結果を使用する必要がある意思決定者です。



検索者は迅速に調査を実行し、妥当な成果、言い換えれば、少なくとも一部は他のプロジェクトに再使用可能な結果を生み出さなければなりません。検索者にとって同様に大事なものは、調査が成功する検索戦略を展開し、また、広範囲にわたる検索から有効な結果を得るための正しい手法を選択する能力です。

検索者の結果を用いて作業を行い、意思決定の根拠としてその結果を使用する必要がある顧客の観点からすると、費用に加えて重要な因子は結果リストの完全性です。ただし、一つ留意しておくべき点は、果てしなく続く結果リストを目にすると、ほとんどのユーザーは、グーグルの検索結果に対してと同じ様に反応するだろうということです。「もし最初の20件の中になければ、残りの200件も見する必要はないだろう」と。それゆえ、顧客の実益を考えれば、調査結果は明瞭に提示され、理解し易くあるべきです。

信頼できる水準と、有効かつ一般に認識された品質基準(我々が上述したように、この基準は、CEPIUGとの共同作業での目標のうちの1つです)とが確立される時に初めて、特許情報専門家の認定が有効な選択肢となり得るのです。

ドイツ語圏ユーザー団体“Recherchezirkel”にご加入されたい場合は、www.recherchezirkel.de で詳しい情報をご覧いただけます。

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク  
Tel.: +43 1 52126 4051  
Fax: +43 1 52126 4533  
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談  
Tel.: +43 1 52126 2411  
Fax: +43 1 52126 2492  
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク  
Tel.: +43 1 52126 115  
Fax: +43 1 52126 3292  
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報  
Tel.: +43 1 52126 4545,  
Fax: +43 1 52126 4197,  
e-mail: asiainfo@epo.org

研修  
Tel.: +43 1 52126 1043  
Fax: +43 1 52126 4533  
e-mail:  
training.vienna@epo.org

定期購読  
Tel.: +43 1 52126 4546  
Fax: +43 1 52126 2492  
e-mail: subs@epo.org

刊行物  
Tel.: +43 1 52126 4548  
Fax: +43 1 52126 2491  
e-mail: docdeliv@epo.org

オペレータ通話  
Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,  
e-mail: info@epo.org

## World Patent Information

国際的なピアレビュー誌である「World Patent Information」の最新号 (WPI Vol 31(1), 2009) が最近、以下の内容で電子版、印刷版ともに発行されました

- 発明の進歩性: 進歩性の評価に対する問題解決法のグラフ化
- パテントファミリー: ファミリーに存在する “厄介者”
- 特許庁における進歩: イタリア特許庁の特許情報 / イランにおける特許法の改正
- バイオテクノロジー: バイオテクノロジー情報の検索: 抗体に基づくケーススタディ

- EP 特許出願における先行技術: 特許出願手続における不確実性の減少

編集者の Mike Blackman は、当雑誌に公開可能な記事の投稿をいつでも歓迎しております。ご連絡はこちらまで。

mblackmanwpi@tiscali.co.uk

内容リストと要約を含む、当雑誌に関する詳しい情報はこちらで入手できます。

www.elsevier.com/locate/worpatin

## PATLIB2009

PATLIB2009 は各国の特許庁及びその特許資料館のための会議であり、2009年5月20日から22日に、ブルガリアのソフィアで開催されます。参加者には、特許情報ツールとサービスに関するセミナーが役立つことでしょう。詳しくお知りになりたい方は、  
[www.epo.org/patlib2009](http://www.epo.org/patlib2009)  
へどうぞ。



## “East Meets West”

EPOの”East Meets West”の年会は2009年4月23日と24日、オーストリアのウィーンで開催されます。今年、この公開討論会は「特許検索における自動翻訳」に強い焦点を当て、またアジアの伝統的な知恵に着目し、インドの特許情報やフィリピンの特許制度をご紹介します。詳細は次の公開討論会のウェブサイトをご覧ください。

[www.epo.org/emw2009](http://www.epo.org/emw2009)

## Questel が The Patent People を吸収

Questel の発表によれば、The Patent People 社を吸収した結果、技術分野領域の横断検索サービスおよび知財関係資料の提供サービスが強化されるとのことです。詳細な情報は以下をご参照下さい。  
<http://www.patentpeople.com/pdf/Questel-Acquires-Patent-People.pdf>

### 発行情報

発行者: Richard Flammer  
編集者: D. Shalloe, K. Maes,  
寄稿者: Sue Ashpitel (英国図書館)、Nigel Clarke、Roland Feinäggle、Valérie Gray、Eva Klein-Götzlinger、Patrick Le Gonidec、Davide Lingua、Katharina Maes、Véronique Rogier、Daniel Shalloe、Vesna Vajsbaher  
デザイン: Atelier 59

### Patent Information News

発行元  
欧州特許庁  
ウィーン支局  
特許情報局  
Rennweg 12, 1030  
Vienna, Austria  
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。  
EPO、SPACE、esp@cenet および epoline は登録商標です。

ISSN 1024-6673